

亀山市告示第92号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき、なお従前の例により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり国民健康保険税の収納事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年4月19日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

国民健康保険税の収納事務

2 委託した私人の所在地及び名称

所在地 三重県津市栄町二丁目466番地

名称 楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 収納事務を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで